

令和元年度 第 1 回浜田市特別職報酬等審議会 会議録

日時 令和元年 8 月 9 日(金)
13 時 15 分～15 時 00 分
場所 浜田市役所 5 階
議会第 4 委員会室

[進行／人事課長、会長]

1 開会 (13 時 15 分)	
人事課長	<p>ただいまより、第 1 回浜田市特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>私は、本審議会の事務局を担当します人事課長の西川と申します。本日は概ね 2 時間程度の会議を予定しています。よろしくお願ひします。</p>
人事課長	<p>まず資料の確認をさせていただきます。今日お手元にレジュメ（裏面が名簿）と資料 4「第 1 回浜田市特別職報酬等審議会に係る質問・意見等（事前受付分）」、「第 2 回開催日程の意向調査表」、「第 1 回審議会に係る質問・意見票」をお配りさせていただいています。また、事前に配布させていただきましたもので、資料 1「浜田市特別職報酬等審議会条例」、資料 2「令和元年度浜田市特別職報酬等審議会（冊子）」、資料 3「通年会期制等について（参考）」がございます。</p> <p>それでは、改めまして、委員の皆様は、浜田市特別職報酬等審議会条例に基づき、各団体の代表として推薦をいただきましたので、本日付けで審議会委員に任命させていただきたいと存じます。</p> <p>辞令書につきましては、皆様の席に配布させていただきましたので、これをもって交付に代えさせていただきます。</p> <p>なお、任期につきましては、審議会条例第 3 条第 2 項の規定のとおり当該諮問にかかる審議が終了するまでとなります。</p> <p>さて、本日の審議会の出席者数であります。委員 10 人に対し、7 人のご出席をいただいておりますので、審議会条例第 5 条第 2 項の規定である過半数以上の出席があり、この会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、浜田市長がごあいさつを申し上げます。</p>
2 市長あいさつ	
市長	<p>浜田市特別職報酬等審議会を開催するにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。皆さんには、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、浜田市では、市議会議員の報酬及び市長、副市長等の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出するときは、浜田市特別職報酬等審議会を設置し、その意見を聴くものと定められております。現在、市議会議員の報酬額については、議長 45 万円、副議長 38 万円、議員 35 万円であります。また、常勤の特別職の給料月額、市長 86 万円、副市長 71 万円、教育長 63 万円であります。また、市議会議員の政務活動費の額については、平成 25 年度より年間</p>

	<p>10万円となっています。</p> <p>これらの報酬、給料の額等の調整について諮問させていただきますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆さんには、後ほど事務局が県内8市や類似団体等の状況について説明しますので、各部門のお立場から忌憚のないご意見をいただき、答申を賜りたいと思っております。</p> <p>なお、答申内容によりましては、市議会定例会議に提案することが生じますので、短期間でご審議いただくこととなりますが、何卒よろしくお願いいたします。</p>
--	---

3 浜田市特別職報酬等審議会の開催趣旨

人事課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど、市長が申しましたとおり、今後、報酬等について審議いただくこととなりますので、過去の経緯も含め少し説明させていただきます。</p> <p>最初に、資料1「浜田市特別職報酬等審議会条例」をご覧ください。第2条において「市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」と規定されています。</p> <p>合併以降は、平成18年度、21年度、23年度、27年度に計4回開催しております。</p> <p>前回の平成27年度では、市議会議員の報酬額、市長等の給料月額についての審議をお願いし、議員の報酬月額並びに特別職の給料月額について引上げの答申をいただいたところですが、前回の開催から4年が経過し、特に議会サイドにおいては通年会期制の導入や政務活動費の後払い方式への変更など、新しい取組みや動きもあり、また全国的には議員のなり手不足の問題も深刻化しているところです。</p> <p>こうした現状を踏まえ、委員の皆さんには他市の状況等もご確認いただく中で、本市の適正な報酬額等についてご審議いただきたく存じます。</p> <p>本日は、委員の皆さんに説明及び資料提供をさせていただき、今後、9～10月くらいまでのところで2回程度開催し、皆さんのご意見を取りまとめたいたと考えておりますので、短期間のご審議になろうと存じますが、よろしくお願いいたします。</p>
------	--

委員自己紹介

人事課長	それでは、委員の皆さまには、席の順に自己紹介を一言ずつお願いいたします。
各委員	席順により自己紹介

4 会長の選出及び会長代理の指定

人事課長	<p>ありがとうございました。それでは、会長の選任に移ります。</p> <p>審議会条例第4条第1項の規定によれば互選によることとなりますが、平成27年度に開催しましたときの委員のうち、この度、引き続き委員となられたのは3名（樫山委員、花田委員、渡邊委員）であり、その他の委員の方は初めてとなりますので、事務局から提案をさせていただければと存じますが、いかがでしょうか。</p>
------	---

	(異議なし)
人事課長	事務局といたしましては、合併以降に開催した 4 回すべてにおいて会長として委員会をまとめていただいた経緯等を考慮し、樫山委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
人事課長	それでは、樫山委員様、会長をよろしく申し上げます。 では、樫山会長は、中央の会長席へ移動していただきますようお願いいたします。
人事課長	続きまして、審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、樫山会長に会長代理を指定していただきたいと存じます。
樫山会長	会長代理には、石央商工会の田中委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(拍手)
人事課長	会長代理は、田中委員に決まりました。よろしく申し上げます。
5 諮問	
人事課長	続きまして、市長より浜田市特別職報酬等審議会へ諮問を行いますので、樫山会長は会長席の机の前に、市長は事務局席の前へ移動していただきますようお願いいたします。
市長	(諮問文を読み上げて樫山会長に渡す)
人事課長	ありがとうございました。これで、諮問が終了しました。 市長は、他の公務のため、退席とさせていただきます。 樫山会長は、会長席にお戻りください。
	(市長退席)
人事課長	先ほど市長より樫山会長へありました諮問書の写しを委員の皆様へ配布させていただきます。しばらくお待ちください。
会長あいさつ	
人事課長	では、改めまして、樫山会長に会長就任のごあいさつを一言お願いしたいと思います。
樫山会長	失礼します。会長ということになりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 過去 4 回会長をやっておりますが、基本的に特別職の報酬というものに関しては、委員の意見も二つに分かれます。一つは、名誉職として安く抑えた方がよいという考え方、もう一つは、どうせ働いてもらうのであればそれなりの対価をお支払いし、しっかり働いていただくという、この二つの考え方です。これはこの委員だけでなく浜田市全体の流れがあります。その流れの中で、いろいろな状況を勘案しつつ、いかにひとつの答申にまとめるか、これはそれなりに喧々譁々の議論が必要なところですが、過去の例から言うと、3 回程度で答申をまとめております。今回も、3 回または 4 回程度で答申を出したいと思っております。

	以上簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。
人事課長	それでは、これより議事進行は、樫山会長にお願いします。
6 協議事項	
(1) 会議の公開・非公開の決定について	
樫山会長	それでは、早速議題に入りたいと思います。 議題 (1) 「公開・非公開の決定について」、事務局から説明をお願いします。
給与係長	人事課で給与係長をしております末田と申します。 「浜田市附属機関等の会議の公開に関する要領」により、会議は原則公開することとなっています。ただし、会議の内容が不開示情報、その他に該当する場合などは、会議に諮り、議題ごとに非公開とすることができるとされています。この不開示情報にはいくつか項目がありますが、「特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」や「実施期間並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」などが挙げられます。またその他として、「公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合」などに該当する場合、非公開とすることができるとされています。 このような趣旨を踏まえ、公開・非公開について決定いただければと思います。
樫山会長	ただいま、事務局から趣旨説明がございました。どなたか意見ございますか。
樫山会長	ないようでございます。 基本的に、浜田市のいろいろな審議会は公開にされております。この審議会も非公開とする特別な理由がございません。従って公開にしたいと思います。ただし、ひとつ条件がございます。傍聴人については名簿を用意し氏名等正しく記入していただく。それは必要なことかと思えます。 また、議題によっては、一部非公開にする。それは皆さんに諮ったうえで決めたいと思います。一応そういった条件で「公開」ということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。
	異議なし
2 協議事項	
(2) 議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について	
樫山会長	次は、議題 (2) の「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について」事務局から説明をお願いします。
給与係長	それでは、事前に郵送させていただいております、資料 2. 資料 3 の冊子にそ

	<p>って事務局から説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず資料2をご覧ください。</p> <p>(資料の内容について説明)</p>
檀山会長	資料2のところで、質問等ございますか。
委員	加算率とは、どういう性格のものでしょうか。
人事課長	一般職で言うと、役職に対してボーナスの際加算するものです。特別職に対しては、全国的に一般職に用いられる役職別加算と、国の最上位の管理職加算(重要な役職に対する加算)を合算して率を出しています。
委員	一般職に対しても加算率はあるのでしょうか。
給与係長	主任級は5%、係長・課長級は10%、主管課長・部長級は15%。市では最大15%になっています。
委員	特別職の15%はそこからきているわけですね。
人事課長	そうです。
委員	なぜ支給月数と加算率が別なのか理解できない。最初から一緒の率にすればよいと思うのですが。
人事課長	実際、加算率(15%)を足すと3.2月が3.68月になりますので、なかなか外から見ると分かりにくい数字の出し方になっています。ただ、国の給与制度に沿ってやっているというのが全国の自治体の共通するところですよ。
委員	いただいた諮問書について、「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について」とあり、加算率の件は入っていないが、これは諮問の対象ではないということでしょうか。
給与係長	条例で、「市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」とありまして、給料や報酬、政務活動費の額を変更する場合は、審議会のご意見を伺うことが必須となります。それ以外の部分につきましては、今回諮問の中に「等」という文言をつけさせていただいています。これが、加算率や支給月数など、報酬だけでなく、年収ベースでの議論をしていただき、答申いただきたいと思います。それを受けて、最終的に市の方で判断する予定でおります。平成18年度に開催した際も加算率について諮問し、答申をいただいた経緯もございます。
人事課長	平成18年度も加算率についてこの審議会でご答申をいただいた経緯もあるので、今回は「等」を入れてここでご審議いただきたいと思います。
委員	基本的には、ここでの議論の対象になるということですね。
人事課長	はい。

樋山会長	何か皆さんの方からご質問なりご意見はありませんか。
	(なし)
樋山会長	では、資料3の説明をお願いします。
給与係長	資料3「通年会期制等について(参考)」とある冊子をご覧くださいと思います。こちらは、議会事務局の篠原次長からご説明させていただきます。
議会事務局次長	議会事務局次長をしております篠原と申します。私の方からは、資料3について説明させていただきます。 (資料の内容について説明)
樋山会長	ただいま、通年会期制についての説明がありましたが、何かご質問等ございますか。
委員	通年会期制については、市長の専決権が制限されたのはわかるが、その他どう変わるのでしょうか。
総務部長	今回、議会と執行部とで協議する中で、執行部の負担が増えることがあっては問題だということで議会側にもご理解いただいているため、通常ベースでは大きな変更はないと思っています。ただ、突発的な議会の開会については、臨機応変な対応が出来るということです。
委員	定例会以外の日にやるとして、当然何日か前に各議員に予告しなければいけないのであれば、同じことではないのでしょうか。
総務部長	議会側が改革をして、いろいろなことに積極的に取り組むという姿勢を示されたことが主ではないかと思います。確かに専決権は厳しく制約されています。
委員	最近、議員の成り手がいないということで、各自治体で模索されていますが、通年会期制になると仕事を持っている若い議員さんはやりにくくなるのではないのでしょうか。
議会事務局次長	通年会期制というと年間を通して会議をしているイメージがあると思いますので、災害などの際にすぐに補正予算などを議会に諮れるような環境を整えただけであり、実際はこれまでと変わりません。通年会期制になったからといって、年中拘束されるものではないということもPRしていかなければいけないと思っています。
委員	議会中は、議会事務局はすごく忙しくなるのではないですか。
議会事務局次長	資料にあるように、これまでと変わらぬリズムでやっていくので、通年会期制が始まったばかりではありますが、事務局の負担はそれほど変わりません。
委員	通年会期制を実施している自治体が、全国でも9市議会、県内では2市のみということで、議会でも改革をしたんだという姿勢を市民に見せたい気持ちは分かるのですが、市民にとって何が利点なのか非常に分かりにくい。執行部は、専決が出来なくなる不都合な点もあるわけですね。
総務部長	これまで執行部が専決をしていたことについては、追加項目で入れていただいています。以前は、損害賠償など限られた項目のみだったが、3月末の専決補正

	なども今回入れてもらっています。これ以外のことをすると影響は出ますが、これまでそういったことはないので、お互いに相談しあって、議会運営で執行部に負担が過度にかからないよう配慮していただいて、議会が改革の姿勢を示されたということだと思っています。
委員	前回のときも、議員報酬を上げるよりも政務活動費が 10 万円と決まっているので、それをしっかり使ってもらう方がよいのではないかという議論があったように記憶しています。全額を使っていない人も多いですが、そのあたりはどうなんでしょうか。
総務部長	全国的には、浜田市は非常に額が低いと思います。浜田市の場合は、1 円まで領収書を出すことになっているため、少額で使われたものを請求されているかどうか分からない部分もあります。他の自治体で問題になったこともあるので、透明性を高めているため、限られた中で使っておられると思います。
委員	10 万円という枠があって、自分が使ったのが 15 万円なので、10 万円だけ請求するという運用もあるのでしょうか。
議会事務局次長	予算として 10 万円と決まっているので、それ以上は出せませんが、領収書を全部出してもらってそのうちの 10 万円を交付しています。
委員	10 万円以上使った人も報告はされているのでしょうか。
議会事務局次長	報告はしていただきますが、実際の支給は 10 万円です。
委員	資料購入だけで 10 万円という人もおられますが、それ以外はすべて自費ということでしょうか。
議会事務局次長	上限は 10 万円ですし、もちろん政務活動費として支出できるものに限りません。
委員	議員から足りないという意見はないのでしょうか。
議会事務局次長	それほどは聞いていません。
樫山会長	次回で結構ですが、過去何回か市議会議員の選挙がありましたが、その時の議席数と立候補者数のリストを出していただけませんか。
人事課長	承知しました。
委員	前の質問をしてもよろしいでしょうか。 期末手当に係る加算率のことですが、これまで浜田市の 15% について協議された経緯はあるのでしょうか。あまりに他の市と比べて改善されていないように感じます。
人事課長	行財政改革のため、平成 18 年度に 40% から 15% に下げて、今に至ります。
委員	全然検討のテーブルには上がらなかったのでしょうか。
樫山会長	上がらなかったというより、加算率についてこの報酬審議会の中で議論する項目という認識がなかったということです。
人事課長	下げて以降、この会議で議論されたことはございません。

樫山会長	ただ今回は、この問題も議論してよいということなので、報酬を上げるのも、加算率を上げるのも、ほぼ同じこととなります。
総務部長	県内他市において、期末手当の支給月数は、多少前後はあるにしてもそれほど乖離はありませんが、加算率が大きく違っています。平成 18 年度に行財政改革をやるということで、浜田市が 40%を 15%にしたが、そのまま現在に至っている状況です。今回この場で報酬だけでなく加算率についても審議いただきたいと考えています。
樫山会長	今日は、基本的には資料説明と意見交換になると思います。 今日の議論を持って帰っていただいて、次回また意見を戦わせるということしたいと思います。どうぞ遠慮なく意見をおっしゃってください。
委員	評価が高ければもっと報酬を上げるという話になるだろうし、政務活動費についても倫理観がある方が使われるのであれば、これももっと上げるという話になると思います。評価が高ければ上げ、評価が低ければ下げる必要もあるかもしれない。そういったものが、通常、業績や活動に対する評価だと思います。今の段階で誰もその話をされないということは、今の金額でいきましょうという、それなりの評価なのではないでしょうか。
委員	議員数の削減などの話はあるのでしょうか。
総務部長	報酬を上げると浜田市の固定費が上がるということなので、例えば答申の際に付帯意見として、「なるべく総額を上げずに報酬を上げる方がよい」という言い方はできると思います。ただし、議員数は審議会案件にはなりませんので、定数までは言及できないと思います。審議会で出た答申を市長が議会へ持っていき、毎回改選時には特別委員会の中で定数の議論を行われるので、今度は議会側で定数の議論を行うこととなります。
樫山会長	最初の挨拶で申しましたように、市民の見方もどちらかに分かれています。 私は、多少お金を出しても働いてもらった方がよいと考えますが、そうでない方もいらっしゃる。ただこの審議会でするものは、中庸を保ったものでないといけないし、極端なものは出せません。
委員	今回労働組合として出席していますが、我々は公務員の賃金は上げるという活動はしていますが、議員の賃金については、いろいろ聞いても意見が出てこないのが正直なところです。
委員	基本的に議員さん全員同じでないといけないのでしょうか。
樫山会長	それはそうだと思います。
委員	成り手がいないという話になると、評価で報酬額に差がつくようになれば、競争原理で自然に額も上がっていくようになるのではないかと思います。考え方としては、どんどん働いていただき、それに対してどんどん報酬をお支払いしてもらい、浜田市の経済や浜田市の財政がよくなっていけばよいと。
委員	浜田市に限らず、一般の人が議員に抱いているイメージとしては、職を退いて年金をもらうような方が片手間でやっている感じなので、そんなに出さなくてもよいというのが大部分だと思います。

委員	浜田市も若い議員さんや女性の議員さんが増えてきているので、何とかならな いかなと思ったところです。
委員	仕事をやめて、兼業でない議員さんはおられるのでしょうか。
総務部長	何人かいらっしゃいます。
委員	仕事を辞めて、議員のみでやっていこうと思ったら厳しいですね。
委員	厳しいですが、志がある人は、それでもやろうと思われと思います。
委員	議員報酬で見ると、他市、特に西部の中でそんなに低いわけでもありません。
総務部長	東部の方が高い傾向はあります。鳥取県内は、島根県内に比べて定数も少ない ように見受けられます。
委員	一般市民の感覚としては、議員数が多いという声を聞きますが、やるならしっ かり働いてもらいたいという思いです。
委員	市議会選挙は、立候補が定数プラス2か3。 それがよいかどうかですが、これが無投票になるようなら恥ずかしいこと です。
総務部長	平成25年のときは、25名立候補して24名当選。前回は3名落選でした。
委員	人口が減ると議員さんの定数も減るといことでしょうか。
総務部長	議会の判断によりますが、人口に比例して減るというルールはありません。
委員	市議会は自治区制も関係してくるのでしょうか。 それぞれ出てこられる議員さんは、交代で出られる自治区もありますし。
委員	自治区というよりは、地方は地方で自分のところの代表を出したいという意識 があると思います。
委員	私の所属する団体もこれから事業者が少なくなっていくので、コンパクトにし ないと運営自体やっていけなくなります。そういったことを考えると、ある程度 議員数を削減して報酬を上げて競争してもらおうというものではないかと思 います。
委員	多様な見方もあると思いますが、これから人口が増える見込みがない中で、財 政に見合った歳出に当然なるであろうと思います。しかし、そう言いながら、西 部の中核都市として、それなりの報酬額の設定もある意味必要ではないか。そう いったことを加味しながら、検討していく必要があるのではないかと思います。
樫山会長	1時間半を過ぎましたが、今日のところ議論はこれくらいで置きたいと思いま す。最初の日から方向性はなかなか出ないですから。次回、本格的に議論して いきたいと思います。 その他、事務局からお願いします。
人事課長	委員の皆さまから事前にご意見・ご質問をいただいておりますので、事務局 から紹介させていただきます。
給与係長	本日配布しました資料4をご覧ください。 まず、資料2について、「石見地域の他市の議会費・議員年収に比べて高すぎ るので、引き下げる必要があるのではないのでしょうか」というご意見をいただき

	<p>ました。他団体との比較により報酬をあげる、さげるという議論はまさに当審議会でも議論いただきたい部分ですので、他市や類似団体と比較する中で、適正な報酬額について次回以降ご審議いただきたいと思います。</p> <p>また、同資料 16・17 ページ中、類似団体の状況について、「市長や副市長は類似団体の平均額とだいたい同じですが、議長、副議長、議員は 1 割以上低いのですが、議員報酬を低く設定している理由はありますか。このことが特に若い世代の議員志望を阻害している要因になっていないのでしょうか。」というご質問をいただきました。類似団体の金額は人口の幅などもあり、あくまで参考であり、県内他市の状況や当市の財政状況、一般職の給与改定の状況など総合的に勘案し、報酬審議会の答申内容を踏まえて最終決定しています。当市においては、平成 27 年度の答申時に、合併時に削減した 2 万円を復元する趣旨で 2 万円の増額を行いましたが、類似団体との比較ではまだまだ低い状況にあります。このことについても次回以降ご審議いただきたく思います。</p> <p>最後に、資料 3 について、「通年会期制により議会費が上昇したり、行政側が議会対策に手を取られるなどにより執行の妨げにならないのか。従前の会期制の方がよいと思う。」というご意見をいただきました。先ほどもご説明したとおり、通年会期制は、災害時などにおいてすぐに議会を開き、予算議決などを行えるよう制度として設けましたが、有事の際以外はこれまでと何ら議会運営の手法が変わることはなく、ご心配されるようなことはないものと考えています。</p>
樋山会長	類似団体との比較のところで、6 万人以下の市との比較について、市長、副市長、議長、議員を出せるものなら、出してもらいたいですか。次回で結構ですので。
給与係長	承知しました。
7 その他	
人事課長	<p>今回は、9 月くらいのところで予定したいと思っております。本日お手元に、9～10 月の日程意向調査表を置かせていただいておりますので、ご記入の上、8 月 21 日（水）までに事務局まで F A X 等での送付をお願いいたします。それをもとに決定し、開催日等についてご案内いたします。</p> <p>また、本日の資料及び説明についての質問事項等ございましたら、お手元に配布しております質問・意見票にご記入の上、事務局まで 8 月末までに F A X 等での送付をお願いいたします。なお、提出は任意です。内容については、第 2 回目の冒頭で意見についてはご紹介、質問については回答させていただきます。</p> <p>本日お配りした資料についても、次回ご持参ください。</p>
樋山会長	次回というのは、2 か月くらい意向調査表にはありますが、9 月中旬を目途ということでしょうか。
人事課長	できれば 9 月中旬くらいに、2 回目を開催させていただきたいと思います。それから 10 月中旬に 3 回目とさせていただきたいです。
樋山会長	2 か月先の予定はなかなか分かりませんが。
人事課長	とりあえず、今回提出してもらったもので 9 月の 2 回目の会議を決めさせてい

	<p>ただいて、それが終わり次第 3 回目の日程調整はさせていただこうかと思いません。</p> <p>最後に砂川部長よりご挨拶させていただきます。</p>
総務部長	<p>本日は長時間ありがとうございました。本日は第 1 回目ということで、事務局からの一方的な説明でしたが、次回から答申に向けての本格的な議論の場になってくると思いますので、引き続き忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。</p>

(15 時 00 分閉会、所要時間 1 時間 45 分)